

伸縮性トップシートを有する吸収性物品（審決取消請求事件）	
事件の表示	平成２１年（ケ）第１０４３４号 判決日：平成２２年８月３１日 担当部：知的財産高等裁判所第３部
判決	審決取消
参照条文	特許法３６条
キーワード	明確性

１．概要

本件は、発明の名称を「伸縮性トップシートを有する吸収性物品」とする特許出願について、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決（不服２００７－３０６３３号事件）の取消訴訟になります。

主たる取消事由は、明確性について規定した特許法３６条６項２号の解釈、適用の誤りです。

以下では、本判決において、拒絶査定不服審判請求時に補正がされた請求項について、明確性違反と判断した審決には誤りがあるとした点について解説します。

なお本件では、拒絶理由通知においては明確性のほか、進歩性、実施可能性要件違反も指摘されていましたが、これに対する補正後は明確性のみが争われたため、明確性を中心に検討しております。

２．経緯

平成１６年 １月２３日：出願（特願２００３－５１５１８９）

平成１８年 １月１８日：拒絶理由通知

平成１８年 ７月２０日：手続補正

平成１９年 ８月 ９日：拒絶査定（明確性違反）

平成１９年１１月１２日：拒絶査定不服審判

平成１９年１２月１２日：手続補正

平成２１年 ８月１９日：審決（本件審判の請求は、成り立たない。）

平成２１年１２月２５日：提訴

平成２２年 ８月３１日：判決言渡

３．本件発明の概要

３．１．請求項の記載

３．１．１．補正前の請求項

（下線は筆者記載です。下線個所に誤訳等があり、拒絶理由通知後に補正されました。）

【請求項 1】

バックシートとトップシートとを有する吸収性物品であって、第 1 腰部区域、第 2 腰部区域、それらの間に挟まれた股部区域、長手方向軸線、及び前記トップシートと前記バックシートとの間に配置され、中に排泄物を受けるための主要空間まで通路を提供する開口部を具備し、前記開口部が前記長手方向軸線に沿って少なくとも前記股部区域に配置され、前記トップシートが伸縮性であり、当該物品が、短縮した物品の長さ L と拡張且つ短縮した物品の長さ L_s とを有する本明細書で定義される短縮した物品部分を有し、当該物品が次の弾性特性：

0. 6 N 未満の第 1 負荷力により $0.25L_s$ 、5 N 未満ないしは更に 3. 5 N 未満の第 1 負荷力により $0.55L_s$ 、及び 10. 0 N 未満ないしは更に 7. 0 N 未満の第 1 負荷力により $0.8L_s$ 、並びに $0.55L_s$ で 0. 4 N 超の第 2 負荷軽減力、 $0.80L_s$ で 1. 4 N 超ないしは更に 2. 0 N 超の第 2 負荷軽減力、を有する吸収性物品。

【請求項 2】

バックシートとトップシートとを有する吸収性物品であって、第 1 腰部区域、第 2 腰部区域、それらの間に挟まれた股部区域、長手方向軸線、及び前記トップシートと前記バックシートとの間に配置され、中に排泄物を受けるための主要空間まで通路を提供する開口部を具備し、前記開口部が前記長手方向軸線に沿って少なくとも前記股部区域に配置され、前記トップシートが伸縮性であり、当該物品が、短縮した物品の長さ L と拡張且つ短縮した物品の長さ L_s とを有する本明細書で定義される短縮した物品部分を有し、当該物品が、短縮したトップシート長さ L_t を有したトップシートを有すると共に、次の弾性特性：

1. 1 N 未満ないしは更に 0. 6 N 未満の第 1 負荷力により $1.5L_t$ 、2. 1 N 未満ないしは更に 1. 1 N の第 1 負荷力により $3.0L_t$ 、及び 3. 0 N 未満ないしは更に 1. 5 N 未満の第 1 負荷力により $4.5L_t$ 、並びに $4.5L_t$ で 0. 9 N 超の第 2 負荷軽減力、 $3.0L_t$ で 0. 5 N 超の第 2 負荷軽減力、及び $1.5L_t$ で 0. 1 N 超の第 2 負荷軽減力、を有する吸収性物品。

【請求項 3】

バックシートとトップシートとを有する吸収性物品であって、第 1 腰部区域、第 2 腰部区域、それらの間に挟まれた股部区域、長手方向軸線、及び前記トップシートと前記バックシートとの間に配置され、中に排泄物を受けるための主要空間まで通路を提供する開口部を具備し、前記開口部が前記長手方向軸線に沿って少なくとも前記股部区域に配置され、前記トップシートが伸縮性であり、当該物品が、短縮した物品の長さ L と拡張且つ短縮した物品の長さ L_s と収縮且つ短縮した物品の長さ L_c とを有する本明細書で定義される短縮した物品部分を有し、 L_c が $0.5L_s$ 未満、好ましくは $0.4L_s$ 未満ないしは更に $0.35L_s$ 未満である吸収性物品。

【請求項 4】

$0.5L_s$ 未満、好ましくは $0.4L_s$ 未満ないしは更に $0.35L_s$ 未満の収縮且つ短縮

した物品の長さ L_c を有する請求項1又は2に記載の吸収性物品。

【請求項5】

20未満、好ましくは7未満ないしは更に3未満の（第1負荷 $0.50L_s$ ／第2負荷軽減 $0.50L_s$ ）と、

9未満ないしは更に6未満ないしは更に2未満の（第1負荷 $0.65L_s$ ／第2負荷軽減 $0.65L_s$ ）と、

7未満ないしは更に4未満ないしは更に1.5未満の（第1負荷 $0.8L_s$ ／第2負荷軽減 $0.8L_s$ ）、という、負荷軽減力に対する負荷力の割合を有する請求項2又は4に記載の吸収性物品。

（後略）

3. 1. 2. 補正後の請求項

【請求項1】

バックシートとトップシートとを有する吸収性物品であって、第1腰部区域、第2腰部区域、それらの間に挟まれた股部区域、長手方向軸線、及び前記トップシートと前記バックシートとの間に配置され、中に排泄物を受けるための主要空間まで通路を提供する開口部を具備し、前記開口部が前記長手方向軸線に沿って少なくとも前記股部区域に配置され、前記トップシートが伸縮性であり、当該物品が、短縮物品長 L と伸張時短縮物品長 L_s とを有する短縮物品部分を有し、当該物品が次の弾性特性：

$0.25L_s$ で $0.6N$ 未満の第1負荷力、 $0.55L_s$ で $3.5N$ 未満の第1負荷力、及び $0.8L_s$ で $7.0N$ 未満の第1負荷力、並びに $0.55L_s$ で $0.4N$ 超の第2負荷軽減力、及び $0.80L_s$ で $1.4N$ 超の第2負荷軽減力、を有する吸収性物品。

【請求項2】

$0.5L_s$ 未満の収縮時短縮物品長 L_c を有する、請求項1に記載の吸収性物品。

【請求項3】

スリット開口部が、長手方向の対向する側縁部を具備し、各側縁部が自らに沿って配置された1以上の伸縮性区域を有する、請求項1又は2に記載の物品。

【請求項4】

前記伸縮性区域それぞれの一方の末端部が接続されている、前記トップシートの前記第1腰部区域に隣接する第1ウエストバンドと、各伸縮性区域の他方の末端部分が接続されている、前記トップシートの前記第2腰部区域に隣接する第2ウエストバンドとを有する、請求項1～3のいずれか一項に記載の物品。

3. 2. 補正後の明細書の記載

【0004】

糞便が吸収性物品から漏れる又は皮膚を汚すのを防ぐために、おむつのトップシートと

下部層との間に配置された空間まで糞便が通過できるようにする開口がトップシートに提供されている。しかしながら、物品の適用中に開口の位置を合わせることは難しく、物品着用時に所望の位置からずれることが多い。

【発明が解決しようとする課題】

(中略)

【0007】

そこで発明者らは、特定の力特性を有する伸縮性領域を含むトップシート、及び／若しくは特定の弾性特性を有するトップシート、並びに／又はこのような特定の力特性を有し、それによって一定の伸張及び収縮時の長さを有する物品を提供することにより、この問題を解決する方法を見出した。本発明の物品は、その物品が正しく当てられたかどうかに関わらず、物品が最初に当てられた時に正しい整合が達成され、使用する際に正しい整合のままである。本発明の物品は、着用者が動き回る時でさえ、また物品が、収集された身体からの流体の重さ (waist) によって引き下ろされる時でさえ、正しい整合のままである。この物品は、スリット開口部が、着用者の肛門の周囲だけでなく、着用者の皮膚に接して位置したままで、糞便がスリット開口部の下の空間まで漏れる危険性を低減させると共に、糞便がトップシート上で勝手に動き、更にこの物品から漏れる危険性を回避するような弾性特性を有する。

(中略)

【0011】

(前略) 本発明の一実施形態では、物品は長さ L と伸張された短縮物品長 (伸張時短縮物品長) L_s と収縮された短縮物品長 (収縮時短縮物品長) L_c とを有する短縮物品部分、並びに好ましくは特定の負荷軽減力、負荷力、及び／又は2周期ヒステリシス若しくは弾性力特性を有する。

【0012】

本明細書で使用する時、以下の用語は以下に示す意味を有する。

【0013】

「吸収性物品」は、液体を吸収及び／又は収容する、着用可能なデバイスを指し、より具体的には、着用者の体に接して又はごく近くに配置されて、体から排出される様々な排出物を吸収し、収容するデバイスを指す。

(中略)

【0029】

短縮物品部分は、本明細書で定義する特定の力の特性の存在が特に有益である物品の部分、典型的には使用する際の力線の間の商品の部分であり、例えば、物品が、直立の姿勢である着用者の腰部の周囲の (締着された) ウエストバンドによって着用されるおむつである場合、前側の力線は典型的には、前側のウエストバンドが始まる (すなわち、最低点) 水平な線であり、後側の力線は、後側のウエストバンドが始まる (すなわち、最低点) 水

平な線であり、短縮物品部分は、これら2つの力線間のおむつの部分である。力線の正確な位置を決定するのは困難なことが多いため、短縮物品部分は、本発明の目的のため以下のように定義される。

【0030】

(前略) 短縮物品部分は、前側ウエストバンドの締着手段の最低点間の横断方向の線と、後側腰部区域の締着手段の最低点間の横断方向の線との間の部分である。

【0031】

(短縮物品長 L は、従って、この短縮物品部分の長手方向軸線の長さである。)

(後略)

【0032】

(前略) 短縮物品部分は、物品(弛緩した状態で)の中間の60%である。その結果、短縮物品長は、短縮物品の長手方向軸線の長さ、例えば、物品の長さの約60%である。

(中略)

【0034】

更により好ましいのは、短縮物品部分が物品の中間の40%であり、従って各横断方向末端部上で物品の長さの30%の横断方向のストリップが物品から取り除かれ、その結果、本明細書の物品の短縮物品長は、典型的には物品の長さの40%である。

(中略)

【0037】

(前略) 次に、20Nの力が加えられる瞬間まで、物品は水平な長手方向に引張られる。次に、クランプ間の距離、従って短縮物品部分の横断方向の末端部間の距離が測定される。これが、伸張時短縮物品長 L_s である。

【0038】

収縮時短縮物品長 L_c は、以下のように決定される。

(中略)

【0041】

次に、おもりの支持が取り除かれて、おもりは5分間垂れ下がる。次に、クランプ間の距離、従って短縮物品部分の末端部間の距離が測定される。これが収縮時短縮物品長 L_c である。

(中略)

【0043】

本発明の別の実施形態では、本発明の及び本発明への利益を提供するために、物品は、特定の弾性特性を有するトップシートを有し、これは典型的には、ほぼ同様の弾性特性を有する、本明細書で特定される1つ以上の伸縮性区域を含む。その結果、トップシートは、物品について上述した方法で決定される、長さ L_t と、収縮された又は弛緩した短縮トップシート長(収縮時短縮トップシート長) L_c と、伸張された短縮トップシート長(伸張

時短縮トップシート長) L_{ts} とを有する短縮トップシート部分を有する。

(中略)

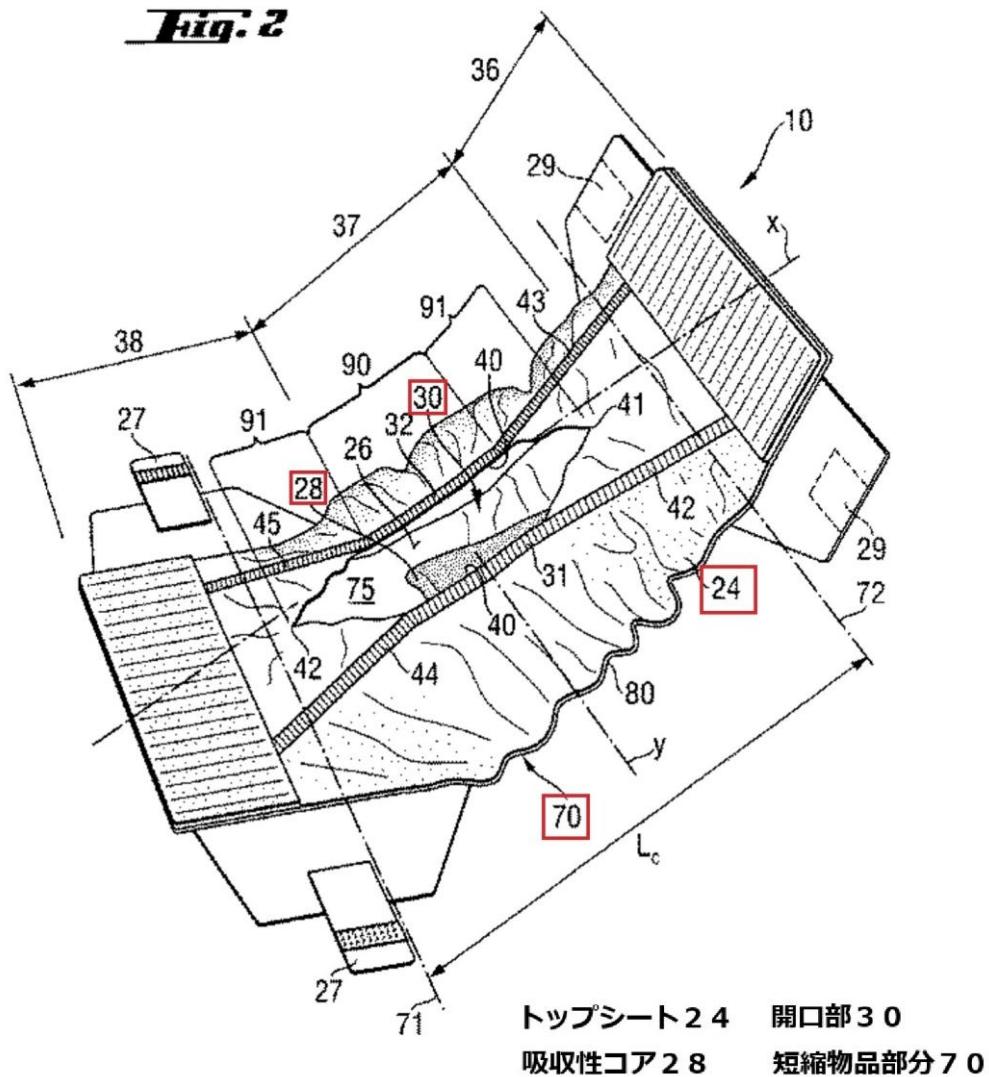
【0051】

次に、様々な伸張の段階／長さで伸張する間、短縮トップシートに加えられる力を測定すると同時に、2周期ヒステリシス試験が行われ、短縮トップシート（部分）を $4.5 L_t$ 又は $0.8 L_{ts}$ の小さい方の値まで伸張し、 $4.5 L_t$ 又は $0.8 L_{ts}$ に達した時、短縮トップシートをその位置で60秒間維持し、その後、制御された弛緩になりクランプの最初の位置、すなわち4cmの距離に戻り（様々な段階／長さで負荷軽減力が測定されてもよい）、クランプの最初の位置、すなわち4cmの距離に達した時、短縮トップシートをその位置で60秒間保持し、その後、第2周期を開始し、短縮トップシートを $4.5 L_t$ 又は $0.8 L_{ts}$ まで伸張し、様々な段階／長さで加えられた負荷力を任意に測定し、再度 $4.5 L_t$ 又は $0.8 L_{ts}$ に達した時、短縮トップシートをこの位置で60秒間保持し、その後弛緩して最初の位置に戻り、上記の表に記述したように様々な段階／長さについて、この第2負荷軽減周期の負荷軽減力を測定する。

3. 3. 図面

【図2】本発明の好ましい使い捨ておむつの斜視図。

Fig. 2



4. 拒絶査定の内容

結論

明確性違反（理由 2）で拒絶。

理由

「(前略) [0032] ～ [0036] までに定義が説明されている。しかし、[0035] には、「典型的には、物品の長さの 60%である。」とされ、[0035] の説明は例示に過ぎないとも認められる上、[0036] には、「更により好ましいのは、短縮した物品部分が 物品の中間の 40%であり、従って各横断方向の末端部上で、物品の長さの 30%の横断方向のストリップが取り除かれ、その結果、本明細書の物品の短縮した物品の長さは、典型的には、物品の長さの 40%である。」と記載され、少なくとも [0036] の記載を

考慮すれば、短縮した物品の長さ（短縮物品長）がどのような定義の元に算出されているのか明確でないことは明らかである。（４０％なのか、それとも６０％なのか、またその間の値のどこでも良いのか）そして、短縮物品長は他のパラメーターの基となるものであり、他のパラメーターも上記の理由により、依然として明確でない。」

５．拒絶査定不服審判の内容

５．１．審判請求時に補正された請求項１

【請求項１】

バックシートとトップシートとを有する吸収性物品であつて、第１腰部区域、第２腰部区域、それらの間に挟まれた股部区域、長手方向軸線、及び前記トップシートと前記バックシートとの間に配置され、中に排泄物を受けるための主要空間まで通路を提供する開口部を具備し、前記開口部が前記長手方向軸線に沿って少なくとも前記股部区域に配置され、前記トップシートが伸縮性であり、当該物品が、当該物品の弛緩した状態での長手方向寸法の６０％の長さである短縮物品長 L_s と、伸張時短縮物品長 L_s とを有する短縮物品部分を有し、当該物品が次の弾性特性：

０．２５ L_s で０．６Ｎ未満の第１負荷力、０．５５ L_s で３．５Ｎ未満の第１負荷力、及び０．８ L_s で７．０Ｎ未満の第１負荷力、並びに０．５５ L_s で０．４Ｎ超の第２負荷軽減力、及び０．８０ L_s で１．４Ｎ超の第２負荷軽減力、を有する吸収性物品。

５．２．審決の内容

結論

本件審判の請求は成り立たない。

理由

【補正却下の決定の結論】

平成１９年１２月１２日付けの特許請求の範囲を対象とする手続補正（以下、「本件補正」という。）を却下する。

当審の判断

【特許法第３６条第６項第２号違反について】

（１）本願補正発明１について

（前略）「伸張時短縮物品長 L_s 」と「第１負荷力」及び「第２負荷軽減力」との関係により物品の弾性力を特定することが、吸収性物品の機能、特性、さらには、上記（ａ）に記載された課題と、どのように関連するのか明確でなく、また、「０．２５ L_s で０．６Ｎ未満の第１負荷力、０．５５ L_s で３．５Ｎ未満の第１負荷力、及び０．８ L_s で７．０Ｎ未満の第１負荷力、並びに０．５５ L_s で０．４Ｎ超の第２負荷軽減力、及び０．８０ L_s で１．４Ｎ超の第２負荷軽減力」とすることによりもたらされる作用効果も明確でない。

してみれば、本願補正発明 1 において、「伸張時短縮物品長 L_s 」を用いて、「第 1 負荷力」及び「第 2 負荷軽減力」との関係で物品の弾性特性を特定することの技術的意味が明確でなく、本願補正発明 1 を不明確にしている。

(中略)

(2) 本願補正発明 2 について

「収縮時短縮物品長 L_c 」と「伸張時短縮物品長 L_s 」との関係を規定することが、**吸収性物品の機能、特性等と、どのように関連するのか明確でなく**、また、「 $0.5 L_s$ 未満の収縮時短縮物品長 L_c 」という構成を採用することにより**もたらされる作用効果も明確でない**。

したがって、本願補正発明 2 において、「収縮時短縮物品長 L_c 」と「伸張時短縮物品長 L_s 」との関係で吸収性物品の構成を特定することの技術的意味が明確でなく、本願補正発明 2 を不明確にしている。

(中略)

4. 補正却下の決定のむすび

したがって、本願補正発明 1 乃至 4 は不明確であり、特許法第 36 条第 6 項第 2 項の規定により特許を受けることができないものであるから、本件補正は、平成 18 年法律第 55 号改正附則第 3 条第 1 項によりなお従前の例によるとされる同法による改正前の特許法第 17 条の 2 第 5 項において準用する同法第 126 条第 5 項の規定に違反するので、同法第 159 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 53 条第 1 項の規定により**却下すべきものである**。

6. 審決取消訴訟の内容

6. 1. 原告の主張

審決には、以下のとおり、**(1) 法 36 条 6 項 2 号の解釈、適用の誤り**、**(2) 本願各補正発明の技術的意味が明確でないとした判断の誤り**があり、本願各補正発明が法 36 条 6 項 2 号に違反し、独立特許要件を欠くとして本件補正を却下した審決の判断は、違法であるから、取り消されるべきである。

(1) 法 36 条 6 項 2 号の解釈、適用の誤り

ア 法 36 条 6 項 2 号該当性の判断は、**明細書の発明の詳細な説明及び図面も考慮した上で、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるかどうかという観点から判断されるべきである**(知的財産高等裁判所平成 20 年(行ケ)第 10107 号平成 20 年 10 月 30 日判決参照)。

イ これを本件についてみると、本願補正明細書(甲 2)の段落【0001】ないし【0010】の記載によれば、本願各補正発明の解決課題及びその解決手段を明確に理解することができる。また、「伸張時短縮物品長 L_s 」、「第 1 負荷力」及び「第 2 負荷軽減力」等

のパラメータの測定条件・方法等については、当業者であれば本願補正明細書の段落【００３２】ないし【００３７】、【００４９】ないし【００５２】、【００５８】ないし【００６０】、【００６６】等を考慮すれば、明確に理解することができる。また、本願補正発明２記載の「収縮時短縮物品長 L_c 」についても、当業者であれば本願補正明細書の段落【００３８】ないし【００４２】を参酌することにより、その測定条件・方法等を明確に理解することができる。

ウ そうすると、第三者は、本願各補正発明に記載された各種のパラメータを基に本願各補正発明に係る弾性特性を明確に理解ことができ、各吸収性物品の弾性特性に係る各種パラメータの数値を測定することによって、当該吸収性物品が本願各補正発明の特許請求の範囲に含まれるか否かを確定することができる。したがって、本願各補正発明に係る特許請求の範囲の記載は、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるとはいえないから、法３６条６項２号に違反しない。

そうであるのに、審決は、発明の構成自体の明確性ではなく、本願各補正発明の奏する作用効果（課題解決）との関連において、構成の技術的意味の明確性を問題にし、法３６条６項２号違反を理由に本件補正を却下しているから、審決の同号の解釈、適用には誤りがある。

（２） 本願各補正発明の技術的意味が明確でないと判断した誤り

（中略）

（ウ） 伸張時短縮物品長 L_s を用いて第１負荷力及び第２負荷軽減力を特定することの技術的意味

（中略）

そして、本願補正発明１の数値限定は、上記の物品長を基準にして、その２５％までは０．６Ｎ未満の力で引き伸ばすことができること、その５５％までは３．５Ｎ未満の力で引き伸ばすことができること（５５％の長さまで戻した時に０．４Ｎ以上の収縮力があること）、並びに７．０Ｎ未満の力でその８０％まで引き伸ばすことができること（８０％の長さで１．４Ｎ以上の収縮力があること）を意味するものであり、当該物品の相対的な長さに応じた弾性特性を的確に理解することができる。

（後略）

６．２．被告の反論

（１） 法３６条６項２号の解釈、適用の誤りに対し

ア吸収性物品の具体的構成の欠如による不明確性本願各補正発明の特許請求の範囲の記載は、具体的に、どのような構成要素で吸収性物品を構成し、また、どのような大きさ、形状、材質とすれば、本願各補正発明で特定されている弾性体に係るパラメータを満たすものとなるのかを当業者において理解することができないから、不明確である。

イ第三者に不測の不利益を与え、発明の技術的範囲が不明確であること（後略）

(ア) 法３６条６項２号は、特許権の権利範囲の明確化のみを目的としたものでない。

すなわち、知的財産高等裁判所平成１８年（行ケ）第１０２０８号平成１９年６月２８日判決は、（中略）と判示している。

(イ) また、法３６条６項２号は、特許発明を、パラメータを用いて特定する場合、当該パラメータにより特定される事項の技術的意味の明確性を要求するものである。すなわち、知的財産高等裁判所平成１７年（行ケ）第１０１４８号平成１７年１１月１日判決は、（中略）と判示した。

そうすると、本願各補正発明のパラメータにより特定される事項の技術的意味が明確でなく、法３６条６項２号の要件を満たさないとした審決に誤りはない。

６．３．裁判所の判断

明確性違反について、裁判所は下記のように判断した。

６．３．１． 法３６条６項２号の解釈、適用の誤りについて

当裁判所は、本願各補正発明が法３６条６項２号に違反し、独立特許要件を欠くとして本件補正を却下した審決には、法３６条６項２号の解釈、適用について誤りがあるから、取り消されるべきであると判断する。その理由は、以下のとおりである。

（中略）

６．３．２． 法３６条６項２号の趣旨について

（前略）同号がこのように規定した趣旨は、仮に、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には、特許の付与された発明の技術的範囲が不明確となり、第三者に不測の不利益を及ぼすことがあり得るので、そのような不都合な結果を防止することにある。

そして、特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載だけでなく、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術的常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきことはいうまでもない。

（中略）同号の趣旨は、それに尽きるのであって、その他、発明に係る機能、特性、解決課題又は作用効果等の記載等を要件としているわけではない。

（中略）

この点、発明の詳細な説明の記載については、法３６条４項において、「経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に、記載しなければならない。」と規定されていたものであり、同４項の趣旨を受けて定められた経済産業省令（平成１４年８月１日経済産業省令第９４号による改正前の特許法施行規則２４条の２）においては、「特許法第三十六条第四項の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない

い。」と規定されていたことに照らせば、**発明の解決課題やその解決手段、その他当業者において発明の技術上の意義を理解するために必要な事項は、法３６条４項への適合性判断において考慮されるものとするのが特許法の趣旨であるものと解される。**

(後略)

このような特許法の趣旨等を総合すると、法３６条６項２号を解釈するに当たって、特許請求の範囲の記載に、発明に係る機能、特性、解決課題ないし作用効果との関係での技術的意味が示されていることを求めることは許されないというべきである。

仮に、法３６条６項２号を解釈するに当たり、特許請求の範囲の記載に、発明に係る機能、特性、解決課題ないし作用効果との関係で技術的意味が示されていることを要件とするように解釈するとするならば、法３６条４項への適合性の要件を法３６条６項２号への適合性の要件として、重複的に要求することになり、同一の事項が複数の特許要件の不適合理由とされることになり、公平を欠いた不当な結果を招来することになる。

６．３．３．結論

以上によれば、原告主張の取消事由は理由があるから、**審決を取り消す**こととし、主文のとおり判決する。

７．コメント

この判決は、拒絶査定不服審判での判断は、パラメータの技術的意味が分からないという問題と、請求項の技術的範囲が不明確という問題を混同しているため分離して考えるべき、と判断したと考えます。原告が主張および裁判所が示した「法３６条６項２号該当性の判断は、明細書の発明の詳細な説明及び図面も考慮した上で、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるかどうかという観点から判断されるべき」という明確性の判断基準は、他の判例（知的財産高等裁判所平成２０年（行ケ）第１０１０７号平成２０年１０月３０日判決参照）でも示されているとのことから、今後の意見書作成等で参考にできるものと考えました。

なお、拒絶査定不服審判および本件裁判では明確性違反のみが問題とされております。拒絶査定不服審判においては、明細書に具体的記載が無いことを理由とした３６条４項１号の実施可能要件違反と判断されていた可能性もあるかと考えます。もともと、明細書の記載については、訴訟での原告の反論や段落[0042]の「物品は、物品の０．５Ｌ。未満のＬ。を有する」等の記載にある、伸びた状態から大きく縮むことが出来るという意味の記載内容や、[0081]や[0143]等に記載されたトップシート２４の伸縮の作用などの記載で足りると判断されたのではと考えます。USとEPでもいずれも特許となっております。

以上